

募集

「日吉剣道スポーツ少年団」入会者

日吉剣道スポーツ少年団は、小中学生の健全育成および体力の向上を目的として活動しています。

入会を希望される方は、鬼北町役場社会教育課または、指導者(下鍵山 竹本芳泰さん・下鍵山 川添秀和さん)まで連絡してください。

対象者 町内小中学生
練習日 毎週月・水・金曜日
時間 19時～21時
練習場所 日吉中学校体育館
その他 鬼北町役場 社会教育課 ☎45-1111内線(412)

催し

歯科相談

宇和島保健所では、歯科医師と歯科衛生士などによる歯科相談を実施しています。

実施日 毎月第2金曜日
平成17年6月10日、7月8日、8月12日、9月9日、10月14日、11月11日、12月9日、平成18年1月13日、2月10日、3月10日

内容 ①歯科検診(歯科医師) ②歯科関連相談③各種口腔検査(成人のみ)④ブラッシング指導(歯科衛生士)⑤フッ素塗布(歯科衛生士)⑥生活栄養指導(保健師)

受付時間 13時～13時30分
場所 宇和島市天神町7-1 宇和島地方局1階予診室

持参品 歯ブラシ、タオル、洗濯バサミ
費用 フッ素塗布、サホライド塗布は有料
申込・問合せ
◆歯科相談は予約制(定員20人)
◆乳幼児以外は奇数月のみ実施
◆実施日の前日までに申し込む
宇和島保健所健康づくり推進係 ☎22-5211 (内線258)

思春期の子を持つ親の集い・個別相談・思春期クリニック

宇和島保健所では、思春期の子供の悩みを持つ保護者を対象に、お互いの悩みを共有し学びあえる「親の集い」、カウンセラーによる「思春期相談」、精神科医による「思春期クリニック」を実施しています。お気軽にご利用ください。

☆思春期を持つ親の集い

日程および時間
●偶数月 (17年) 6月9日、8月11日、10月13日、12月15日、(18年) 2月9日

時間13時30分～15時30分
●奇数月 (17年) 7月14日、9月8日、11月10日、(18年) 1月12日、3月9日

時間10時00分～12時00分
場所 宇和島保健所2階
◆ダイケア室

内容 思春期に関する親同士の話し合いや情報交換
スタッフ 保健師、カウンセラー

☆個別相談

日程および時間
●奇数月 (17年) 7月14日、9月8日、11月10日、(18年)

1月12日、3月9日
時間13時30分～15時30分
場所 宇和島保健所2階
内容 カウンセラーによる個別相談
◆ダイケア室
スタッフ 保健師、産業カウンセラー
申込 予約制。希望者は早めに連絡してください。

☆「思春期クリニック」

実施日 毎月第2・4水曜日
14時～
場所 宇和島保健所2階
◆カウンセリング室
内容 精神科医師の助言・指導
スタッフ 精神科医師、保健師
相談料 無料
申込 予約制。希望者は早めに連絡してください。

宇和島保健所健康増進課 難病母子保健係

☎22-5211 (内線260)

女性の健康相談

女性特有の病気や悩みで困っていませんか?いつでもご相談ください。

日程(毎月第4火曜日)
(17年) 6月21日、7月26日、8月23日、9月27日、10月25日、11月22日、12月27日、(18年) 1月24日、2月28日、3月28日

時間 15時00分～16時30分
場所 宇和島保健所2階
◆カウンセリング室
申込

電話相談時(平日8時30分～17時00分) 受付
面接相談・要予約

担当者 保健所医師、保健師、栄養士
連絡先 宇和島保健所 難病・母子保健係
☎22-5211 (内線260)

男女共同参画社会づくり推進県民大会

「第10回男女共同参画社会づくり推進県民大会」を開催します。本大会ではジャーナリスト、実践女子大学人間学部教授「鹿嶋 敬さん」の講演などが行われます。参加料は無料ですので気軽に参加してください。

日時 平成17年6月21日(火) 13時00分～15時30分
場所 県民文化会館サブホール
参加料 無料
申込 はがき、電話、ファックス

問合せ
☎790-8570
愛媛県県民環境部 県民協働局男女参画課 事業係

☎089-912-2332
FAX 089-933-4083

その他

キャッチセールスにご注意!

●キャッチセールスとは
街中で「アンケートにご協力ください」「少しの時間、いいですか?」などと声をかけ、商品の販売目的を隠して消費者に近づき、営業所や喫茶店などで商品の契約をさせるもの。若者が被害にあうことが多い。

●相談の多い商品・サービス
化粧品、エステティックサービス、健康食品、英会話教室、各種会員権など

●予防と対策
☆見知らぬ人に話し掛けられても相手にしない。
☆話を聞いても、あいまいに返事せず、不要と思えばきっぱり断る。

☆販売目的を告げずに誘引して「公衆の出入りする場所以外の場所」で勧誘する行為は、特定商取引法で禁止されていますが、それをもって消費者が契約を取り消せるわけではないので、契約の際には本当に必要なものかよく考えること。

☆契約後8日以内ならクーリング・オフ(無条件解約)ができる。
相談窓口
宇和島地方局くらしの窓口 ☎25-3700

高齢者手帳発行廃止のお知らせ

これまで、県が発行していた高齢者手帳は、写真付住民基本台帳カードや老人健康手帳による代替が可能であるため、平成16年度をもって発行を廃止します。

高齢者手帳には有効期限がありませんので、交付済のものは引き続き使用できます。